

公益社団法人日本フェンシング協会
審判員規程細則

公益社団法人日本フェンシング協会審判員規程（以下、「審判員規程」という）に関して、以下の通り細則を定める。

なお、本細則における用語に意義は、審判員規程の定義によるものとする。

1. 公認審判員の資格

ライセンス	資格
A級	全日本選手権大会、国民体育大会等の主要大会において、全ての試合で審判をする資格を有する
B級	全日本選手権大会、国民体育大会等の主要大会において、原則として準決勝までの試合の審判をする資格を有する
P級 C級	全日本選手権大会、国民体育大会等の主要大会において、原則として準々決勝までの試合の審判をする資格を有する
E級	原則として主要大会以外の試合の審判をする資格を有する

注：下級資格者においても高いスキルや将来性を有する審判員については、資格以上の試合を担当することができる。ただし当該試合における資格を有する審判員の指導監督のもとで行わなければならない。

2. 公認審判員の審査料

ライセンス	金額		
	1種目	2種目	3種目
講習料	4,000円		
受験料	3,000円	6,000円	9,000円

3. 公認審判員の認定要件

ライセンス	認定要件
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・協会の登録会員であること ・満15歳以上であること
A級	<ul style="list-style-type: none"> ・B級認定から2年以上経過していること ・過去2年間の審判実績が優秀であると委員会が評価していること ・国際審判員試験に合格した者
B級	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会が指定する講習会を受講すること ・委員会が実施する試験の結果が80点以上であること
P級	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会が指定する講習会を受講すること ・委員会が実施する試験の結果が75点以上であること ・P級として認定した場合、次の条件を満たした場合にB級として認定する。 ・P級認定後2年までの間に、委員会が指定する競技会において審判を行うこと ・上記の審判実績に対する委員会の審査の結果としてB級レベルに達していること。 <p>なお、P級認定後2年を経過してB級に認定されない場合には、C級として認定する。</p>
C級	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会が指定する講習会を受講すること ・委員会が実施する試験の結果が65点以上であること
E級	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会が指定する講習会を受講すること ・委員会が実施する試験の結果が55点以上であること

4. 公認審判員の初年度登録費

ライセンス	金額
A級のうち国際審判員	¥10,000
A級	¥8,000
B級	¥5,000
P級	¥3,000
C級	¥3,000
E級	¥3,000

注：登録費は、徽章等の手数料を含む。

複数の種目のライセンスを登録する場合には、各種目において認定された資格の中から最も上級のライセンスに対応する登録費を支払う。

ライセンスを変更して登録する場合には、変更後のライセンスの登録費と変更前のライセンスの登録費との差額を支払う。

新規に認定されたライセンスの登録までの猶予は2年以内とし、以降は失効する。

5. 資格の更新・失効・復活の要件

① 更新要件

- (1) 有効期限：4年（更新手数料4,000円）
- (2) 4年以内に下記大会の審判実績が8大会以上
 - 1) 国民体育大会（ブロック予選含む）
 - 2) 全日本選手権大会（ブロック予選含む）
 - 3) 日本協会主催、共催及び後援大会（年代別カテゴリーは問わない）
 - 4) 学連主催大会（インカレ 王座決定戦 関カレ 日本学生カップ）
 - 5) 高体連主催大会（全国高校総体 全国選抜「地方ブロック大会を含む」）
 - 6) 都道府県大会及びそれに準ずる大会

② 失効要件

- (1) 過去4年間の審判実績がない者
- (2) 本細則5の①、②の審判履歴の報告に虚偽があった者（なお、この者は2年間再受験不可とする。）
- (3) 審判員規程第7条第4号において特に悪質と委員会が認めた者

③ 復活要件

- (1) 未登録者においては、協会登録・新規登録または更新手続きが完了した者
- (2) 失効ライセンスの復活手続きが完了した者
 - 1) 失効年月から1年間で復活の猶予期間とし期限内に上記(1)の手続きを行うこと。

6. 名誉審判員の認定要件

ライセンス	認定要件
名誉審判員	<ul style="list-style-type: none"> ・永年にわたり、審判員として特に顕著な功績があると認められること ・永年にわたり、後進の審判員の指導や審判技術向上に貢献していること ・審判員としての卓越した知識と技術を有していること ・審判員の模範となる人格、識見を有していること

7. 名誉審判員の登録費

ライセンス	金額
名誉審判員	¥30,000

注：徽章等の手数料を含む

8. 公認審判員の実務に係る経費

ライセンス	謝金 (休日/平日)	
	日本協会主催大会等	全日本 (個人戦) 等
国際	10,000円	20,000円
A級	8,000円/10,000円	12,500円/15,000円
B級	7,000円/8,750円	8,000円/10,000円
P級	6,000円/7,500円	7,000円/8,750円
C級	6,000円/7,500円	7,000円/8,750円
E級	5,000円/6,250円	7,000円/8,750円
未登録者	4,000円/5,000円	6,000円/7,500円

注1：平日の業務については基本給の25%を上乗せして支給する。

注2：各種目において決勝大会（準決勝から対象）に指名された審判員（ビデオ審判員も含む）にはインセンティブとして基本給に下記金額を上乗せして支給する。

1日 現金で1,000円（国際ライセンス保持者は除く）

注3：当該手当で規定は国内大会にのみ適用する。

9. 表彰

- ① ルール・審判委員会委員長・副委員長・部会長が選考委員会を構成し推薦者を表彰委員会に具申する。
- ② 審判員規程第11条第2項第1号は各種目1名とする。
- ③ 審判員規程第11条第2項第1号の対象者は協会の公認審判員の中から選出する。
- ④ 審判員規程第11条第2項第2号には、F I E 主催大会において準決勝以上の試合を担当した者または相応の功績を残したと委員会が認めた審判員を選出する。名誉審判員表彰もこれに該当する。

10. マスターリスト

- ① 委員会は年度当初に審判員マスターリストを作成し協会ホームページ上に公開しなければならない。
- ② マスターリストに記載される審判員は各種目8名を上限とする。

11. ブロック選出審判員枠一覧表（※数字は選出人数）

国民体育大会		全日本選手権大会	
北海道・東北	2	北海道・東北	2
関東	2	北関東	1
北信越	1	南関東	1
東海	1	北信越	1
近畿	2	東海	1
中国	1	近畿	2
四国	1	中国	1
九州	2	四国	1
協会	12	九州	2
		協会	12
24		24	

12. 国際審判員資格試験合格者に対する助成

国際審判資格試験の合格者に対し次の助成を行う。

資格の種類	助成の内容
F I E 審判資格	旅費、宿泊費の全額
F C A 審判資格	旅費、宿泊費の半額

注1：受験料は対象としない。

平成28年 6月 1日 施行
平成30年 4月25日 一部改正
令和 3年 3月 1日 一部改正